

## 第3部 応急対策

### 第1章 応急活動

#### 第1節 区本部等の設置

##### 1 区本部の設置

区本部長は、次の場合、速やかに区本部を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。））に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害対策を実施し、被害を最小限に止めます。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」（東海地震予知情報）が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (3) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区長が認めたとき。
- (4) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

##### 2 中区災害対策警戒本部の設置

次の場合、区本部長は、中区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

- (1) 気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき。

##### 3 中区災害対策警戒体制

次の場合、区長は、中区災害対策警戒体制（以下「区警戒体制」という。）をとります。

- (1) 市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (2) 気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されたとき。

##### 4 区本部等の代替施設

区本部長は、区庁舎が地震の揺れによる被害等で使用できなくなり、本部を設置できない場合は、NTT東日本神奈川支店を代替施設とします。

#### 第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「警戒宣言」「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

#### 第3節 組織・運営

##### 1 区本部の組織

###### (1) 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

###### (2) 区副本部長

区役所部長、資源循環局中事務所長、中土木事務所長、中消防署長及び水道局中・南地域サービスセンター長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地 区 隊	隊 長
中土木事務所地区隊	中土木事務所長
資源循環局中事務所地区隊	資源循環局中事務所長
水道局中・南地域サービスセンター地区隊	水道局中・南地域サービスセンター長

イ 消防地区本部長は中消防署長をもって充てます。

2 職務権限

(1) 区本部長

ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令

ウ 各地区隊長（中土木事務所長、資源循環局中事務所長、水道局中・南地域サービスセンター長）及び消防地区本部長（中消防署長）への指示又は要請

エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 各地区隊長及び消防地区本部長

ア 所管する災害応急対策を実施

イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応

ただし、各地区隊長及び消防地区本部長は、各局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(3) 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）

ア 区本部長の補佐

イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

(4) 区本部各班長（課長）

班員に対する指示

(5) 班員（係長、職員）

班長の指示に基づく災害応急対策

3 区本部等と消防地区本部の連携

夜間・休日等に大規模な災害等が発生した場合、区本部等の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部等に代わって次の事項を実施します。

(1) 初期情報の提供

消防地区本部から区本部庶務班長又は防災宿日直者に発災初期の情報を連絡します。

(2) 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（中土木事務所地区隊等）から収集した情報を中消防地区本部で取りまとめます。

(3) 区民への情報提供

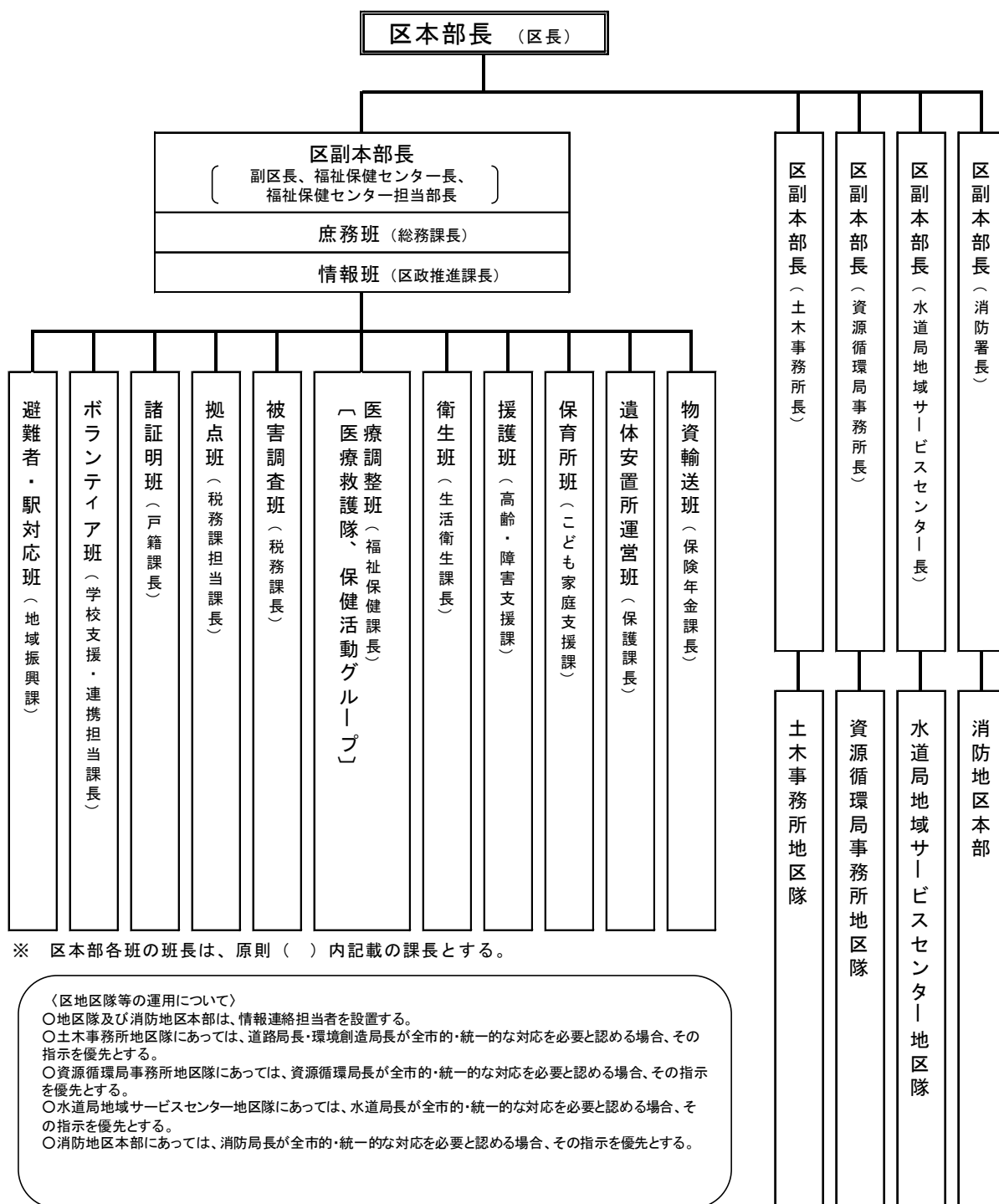
広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

#### 4 班体制及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のとおり構成されます。

#### 【班体制】

### 中区災害対策本部



班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関する事。           2 本部長命令の伝達に関する事。           3 区本部の庶務及び記録に関する事。           4 部内各班の連絡調整に関する事。           5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。           6 報道及び広報対応に関する事。           7 災害関連情報に関する事。           8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。           9 警戒区域の設定に関する事。           10 避難勧告、指示に関する事。           11 職員応援要請に関する事。           12 支援職員の受入れに関する事。           13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。           14 区本部職員の動員に関する事。           15 区本部職員の厚生に関する事。           16 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事。           17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。           18 庁舎の管理保全に関する事。           19 所管車両の保全に関する事。           20 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関する事。           21 他の班の所管に属さない事。           22 その他特命事項に関する事。	1～22 同左 23 区本部の予算経理に関する事。 24 区災害応急対策計画の策定に関する事。	1～24 同左 25 区災害復旧計画の策定に関する事。
情報班	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。           2 被害状況(人的・物的)の集約に関する事。           3 応急対策活動の集約に関する事。           4 災害関連情報の広報活動に関する事。           5 通信機器等の保全に関する事。           6 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。           7 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。           8 指定管理施設の被害状況に関する事。	同左	同左
避難者・ 駅対応班	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関する事。           2 補完施設の被災状況の把握に関する事。           3 避難者の安全確保に関する事。           4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。           5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。           6 被害情報等の収集・伝達に関する事。           7 帰宅困難者対応に関する事。           8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関する事。           9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関する事。           10 その他必要な事項に関する事。	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する こと。 3 必要なニーズ等の広報に関すること。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。	同左	同左
諸証明班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。	1 同左 2 倒壊建物等の り災台帳の作 成に関するこ こと。 3 倒壊建物等の り災証明の発 行準備及び広 報に関するこ こと。	1～3 同左 4 倒壊建物等の り災証明の発 行に関するこ こと。
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関すること。 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、 運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関すること。 3 運営委員会との連絡調整に関すること。 4 避難者の対応に関すること。 5 地域住民への情報提供・広聴に関すること。 6 任意に開設された避難所の把握に関すること。	1～6 同左 7 避難者の生活 相談に関する こと。	同左
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関すること。 2 応急危険度判定調査の支援に関すること。	1～2 同左 3 倒壊建物等の 被害認定調査 の準備及び広 報に関するこ こと。 4 倒壊建物等の 被害認定調査 の実施に関す ること。 5 被害認定調査 表の作成に関 すること。	1～5 同左 6 解体廃棄物 の解体・撤去申 請の受付に関 すること。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班	1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること（区災害医療連絡会議の開催を含む）。 2 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関すること。 4 医療救護隊の編成及び診療に関すること。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体の応援保健職員等の受入れ調整に関すること。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関すること。 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること。	1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関すること。	同左
衛生班	1 消毒及び衛生に関すること。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 3 生活衛生に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。	1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること。	同左
援護班	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること。 3 要援護者のための特別避難場所の設置及び運営に関すること。 4 要援護者の特別避難場所の受入に関すること。 5 その他要援護者の支援に関すること。	1～4 同左 5 要援護者を中心とした被災者の生活相談、福祉相談に関すること。 6 その他要援護者の支援に関すること。	1 特別避難場所の閉鎖及び要援護者の移送に関すること 2～6 同左、 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 義援金に関すること。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保育所班	1 園児の安全確保に関すること。 2 施設、園庭の管理保全に関すること。 3 保育の早期再開に関すること。 4 園児の引渡しに関すること。 5 保護者への情報提供に関すること。 6 認可保育所、横浜保育室、家庭保育福祉員、NPO 型家庭的保育との連絡調整に関すること。 7 被災家庭支援のための保育所入所に関すること。	1～7 同左 8 園児の避難先の把握に関すること。	同左
遺体安置所 運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること。	1～3 同左 4 引取人のいない遺体の焼骨に関すること。	同左
物資・ 輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。	1～4 同左 5 不足救援物資等の把握に関すること。	同左
中土木事務 所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関すること。 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること。 7 工事箇所の保全に関すること。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。	同左	同左
資源循環局 中事務所地 区隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。 4 トイレ対策班への応援に関すること。	同左	同左
水道局中・南 地域サービ スセンター 地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 中土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 資源循環局中事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 水道局中・南地域サービスセンター地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

## 第2章 職員の配置・動員

### 第1節 職員配置計画

#### 1 区本部設置時の配備体制

本市職員は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

#### 2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

#### 3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

#### 【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意思決定
- (4) 市本部との連絡調整

#### 4 初動期における区本部体制

- (1) 動員計画に基づく局職員の区本部等への動員期間は、原則として発災から72時間までとし、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

- (2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに被災者支援上必要な業務を継続します。

#### 5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

### 第2節 職員の動員

#### 1 職員の動員

本市職員は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに動員します。

また、動員時に自身の安否情報及び動員情報を職員安否・参集システム等を用いて報告します。

- (1) 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報)が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

※ 本市職員は、区本部が設置される場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に動員できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに動員しなければなりません。また、動員時に自身の安否情報及び動員情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。



## 2 動員区分及び動員先

- (1) 前記 1 (1)、(2)に該当する場合は、次の表のとおりあらかじめ定められた動員先に動員することとします。

### 【区職員】

動員区分		動員先
所属動員	所属する職場に動員します。	所属する職場 指定された地域防災拠点

### 【局職員】

動員区分		動員先	
直近動員	所属動員	所属する職場に動員します。	所属する職場
	所属直近動員	所属する職場、又は各区の事務所に動員します。(環境創造局及び資源循環局等)	所属する職場(時間内) 各区事務所等(時間外)
	区本部動員	区本部に動員します。	区本部
	拠点動員	地域防災拠点に動員します。	指定された地域防災拠点の区本部(時間内) 指定された地域防災拠点(時間外)
	市本部動員	市本部に動員します。	市災害対策本部

- (2) 前記 1 (3)に該当する場合は、次の表のとおり動員することとします。

## 3 大津波警報及び津波警報発表時の勤務時間内外の動員先

- (1) 震度 5 強以上の地震が発生、かつ津波警報及び大津波警報が発表された場合原則として市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合の動員区分及び動員先に基づき動員します。

なお、地域防災拠点が津波浸水区域に所在し、津波が到達した場合は区本部に動員します

- (2) 震度 5 強以上の地震が発生せず、津波警報及び大津波警報が発表された場合次のとおり動員します。

### ア 【区職員】

所属する職場に動員します。

### イ 【局職員】

所属動員	所属する職場	
所属直近動員	・所属する職場(時間内) ・各区事務所等(時間外)	
直近動員	区本部動員	・関係 8 区に指定されている職員は、当該災害対策本部 ・関係 8 区以外の区に指定されている職員は、所属する職場
	拠点動員	・関係 8 区の地域防災拠点に指定されている職員は、当該災害対策本部 ・関係 8 区以外の区の地域防災拠点に指定されている職員は、所属する職場
	市本部動員	市災害対策本部

～特別警報～

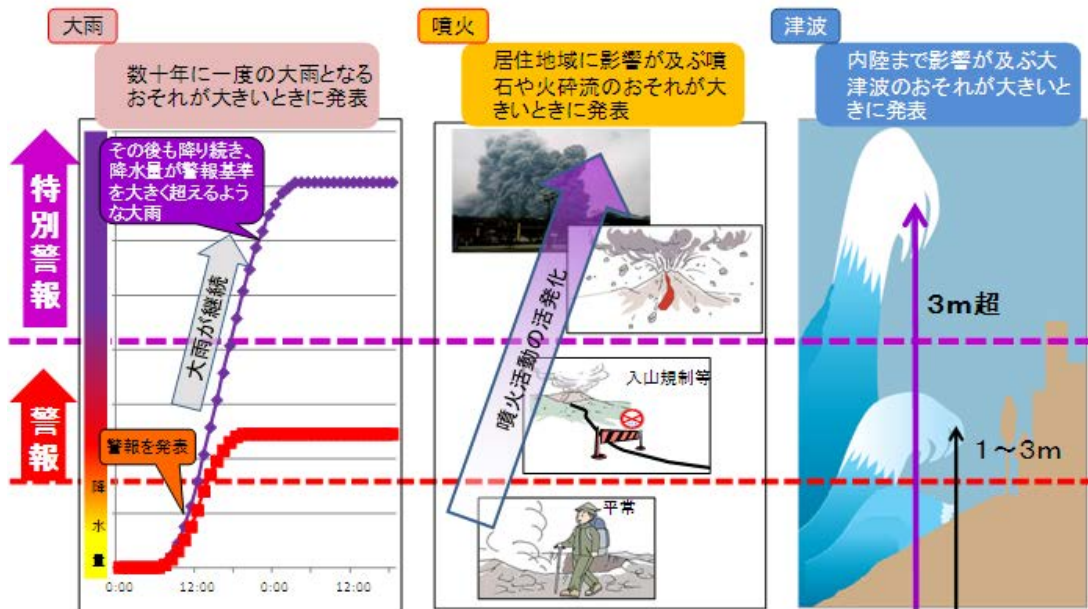
「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

「特別警報」イメージ



## 第3章 情報の収集・伝達

### 第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

### 第2節 情報受伝達体制

#### 1 通信手段の確保

区本部長は、次に示す通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 加入電話及び庁内電話
- (5) アマチュア無線等
- (6) 伝令の派遣

#### 2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせます。

また、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせることとします。

### 第3節 災害情報の収集、報告及び記録

#### 1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合には、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線（ホットライン）の活用を原則とします。

防災行政無線（ホットライン）が使用できない場合及び他施設との情報受伝達については、本市の無線通信網を活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、パソコン、携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

#### 2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム情報班に速やかに報告します。

##### (1) 発災直後の情報事項

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。

##### (2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

##### (3) 最終報告

被害の発生が概ね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

### 3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

## 第4節 災害時広報

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、区民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進するため、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況及び生活関連情報等を広報します。上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は消防局長に対し、消防局航空機（ヘリコプター）による広報を要請します。

### 1 災害時広報

時間推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活情報について広報を行います。

### 2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の軽重に応じ市本部が行います。

## 第5節 広報・相談活動

### 1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

### 2 災害時コールセンターへの情報提供

市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がり、必要な情報を提供し市民からの問合せに対応します。

### 3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努め、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

## 第6節 発災時情報網整備事業

地域防災拠点のエリア毎に、自治会・町内会館や公共施設へ災害用の電話FAXを設置し、区災害対策本部からの一斉情報発信や自治会町内会からの被害状況把握を行います。平成26年4月現在、52施設が協力施設として指定されています。

情報網整備協力施設一覧

地域防災拠点	NO	施設名	住所
	1	北方小学校	諏訪町29番地
	2	元街小学校	山手町36番地
	3	本町小学校	花咲町3丁目86番地
	4	立野小学校	立野76番地
	5	大鳥小学校	本牧町1丁目251番地
	6	山元小学校	山元町3丁目152番地
	7	本牧南小学校	本牧間門29番1号
	8	本牧小学校	本牧和田5番1号
	9	港中学校	山下町241番地
	10	横浜吉田中学校	羽衣町3丁目84番地
	11	みなと総合高校	山下町231番地
	12	間門小学校	本牧間門29番1号
	13	仲尾台中学校	仲尾台23番地
①北方小	14	横浜市中スポーツセンター	新山下三丁目15番4号
	15	新山下地域ケアプラザ	新山下三丁目15番5号
	16	新山下1丁目自治会館	新山下一丁目8番8号
	17	ベイスайд新山下自治会	新山下二丁目8番1号
②元街小	18	元町自治運営会館	元町5丁目208番地
	19	柏葉町内会館	柏葉15番地
	20	上野町3・4丁目妙香寺台町内会館	上野町3丁目125番地
	21	石川町3丁目西部町内会館	石川町3丁目109番地
③本町小	22	野毛地区センター	野毛町3丁目160番地4
	23	初黄町内会館	初音町2丁目37番地
	24	住吉町町内会館	住吉町5丁目58番地
④立野小	25	麦田地域ケアプラザ	麦田町1丁目26番地2
	26	竹之丸地区センター	竹之丸133番地3
⑤大鳥小	27	中本牧コミュニティハウス	本牧町2丁目351番地
	28	上台集会所	本郷町2丁目50番地
	29	本牧大鳥自治会館	本牧満坂11番地2
⑥山元小	30	箕沢地域ケアプラザ	箕沢13番地204
	31	山元町1丁目自治会館	山元町1丁目55番地
⑦本牧南小	32	本牧・根岸地区福祉文化センター	本牧元町34番6号
	33	本牧ポートハイツ自治会館	錦町5番地
⑧本牧小	34	本牧原地域ケアプラザ	本牧原6番1号
	35	本牧和田地域ケアプラザ	本牧和田35番13号
⑨港中	36	中土木事務所	山下町246番地
	37	山下町町内会館	山下町135番地2
⑩横浜吉田中	38	協同組合伊勢佐木町商店街	若葉町2丁目34番地
	39	福富町町内会・西公園集会所	福富町西通2番地
⑪みなと総合高 ⑫寿プラザ地区	40	不老町地域ケアプラザ	不老町3丁目15番地2
	41	寿地区自治会	寿町4丁目15番地5
⑬間門小	42	本牧三之谷町内会館	本牧三之谷37番6号
	43	望洋自治会館	池袋61番地7
⑭仲尾台中	44	豆口台上町会館	豆口台118番地89
	その他 福祉施設	45	特別養護老人ホーム 本牧ホーム
46		特別養護老人ホーム 新山下ホーム	新山下三丁目15番5号
47		日本水上学園(児童養護施設)	山手町140番地
48		横浜訓盲院(盲児施設)	竹之丸181番地
49		オリブ工房(知的障害者通所更生施設)	本牧原16番1号
50		中区本牧活動ホーム	本牧十二天2番15号
51		みはらしポンテ(中区障害者支援拠点)	新山下三丁目1番29号
52		かながわ労働プラザ	寿町1番地4

～災害時の情報収集方法～

① 津波警報伝達システム

気象庁から発表される津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報、避難勧告・指示等の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステムです。浸水が予測される場所に整備されています。

② 防災情報Eメール

本市から、地震震度情報(緊急地震速報ではありません。)気象警報・注意報等をはじめとする防災情報を携帯電話、PC 端末等にEメールで配信するサービスです。このサービスを活用することにより、「津波警報」、「避難勧告・指示」、「横浜市からの緊急なお知らせ」などの防災情報(任意に選択可能)をより早く入手することができます。

③ 緊急速報メール

配信エリア内にある NTT ドコモ、au、SoftBank の携帯電話(緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る。)に情報を提供するサービスを活用し、本市が緊急的な情報を配信するものです。事前のメールアドレスの登録などの手続きを不要とし、緊急を要する防災情報をより多くの市民の皆様に迅速に提供することを目的として実施しています。

※これらは一例ですが、地震を感じたときには直ちに的確な情報収集に努めましょう。

## 第4章 消火及び救助・救急活動

### 第1節 応急活動体制

#### 1 応急活動の方針等

##### (1) 消火活動の優先

人命に対する被害が最も拡大する火災に対し、ポンプ隊の運用及び消防団、企業自衛消防隊等との連携により火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

##### (2) 人命の救助、救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等が複合して発生するため、救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

##### (3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

#### 2 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊及び高所見張員等あらゆる手段を活用し、これに基づき応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

#### 3 消防団の応急活動体制

消防団の災害応急活動は受持区域優先を原則とし、消防地区本部(消防署)、消防隊等と連携を密にし、消防団車両や資機材等を有効に活用して応急活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集及び出火防止、初期消火の呼びかけを実施します。

### 第2節 消火活動

#### 1 消防隊等の消火活動（震災消火活動の基本）

項目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地下街などの対象を優先するものとする。
2 消火有効地域優先の原則	「消火有効区域」と「消火困難区域」が同時に火災が発生している場合は、「消火有効区域」を優先するものとする。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後に他の延焼危険部分の消火活動にあたる。ただし、不特定多数の者を収容する対象物及び地下街等から出火した場合は、人命救助を優先とした活動を行うこととする。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、報道機関、行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優先するものとする。
5 住民の安全確保優先の原則	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により火災の延焼を阻止するものとする。

#### 2 消防団の消火活動

(1) 火災発生時には、防火水槽やプール等の消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。

- (2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。
- (3) その他の消火活動は、団本部長又は地区本部長（中消防署長）の指示により実施します。

### 第3節 救助・救急活動

#### 1 消防隊等の救助、救急活動

項目	内容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施する。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先する。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、高齢者等要援護者を優先して実施する。
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に実施する。なお、火災の拡大状況から、総合的に判断し、救助・救急の時期を失することのないよう十分留意する。
5 救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施する。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施する。

#### 2 消防団の救助・救急活動

消火活動を行うことを原則としますが、受持区域に火災が発生していない場合は、救助・救急活動を実施するほか、消防隊等が行う救助・救急活動にも積極的に協力します。

## 第5章 医療救護等対策

### 第1節 活動体制

#### 1 指揮体制

区本部医療調整班は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

#### 2 区役所の体制

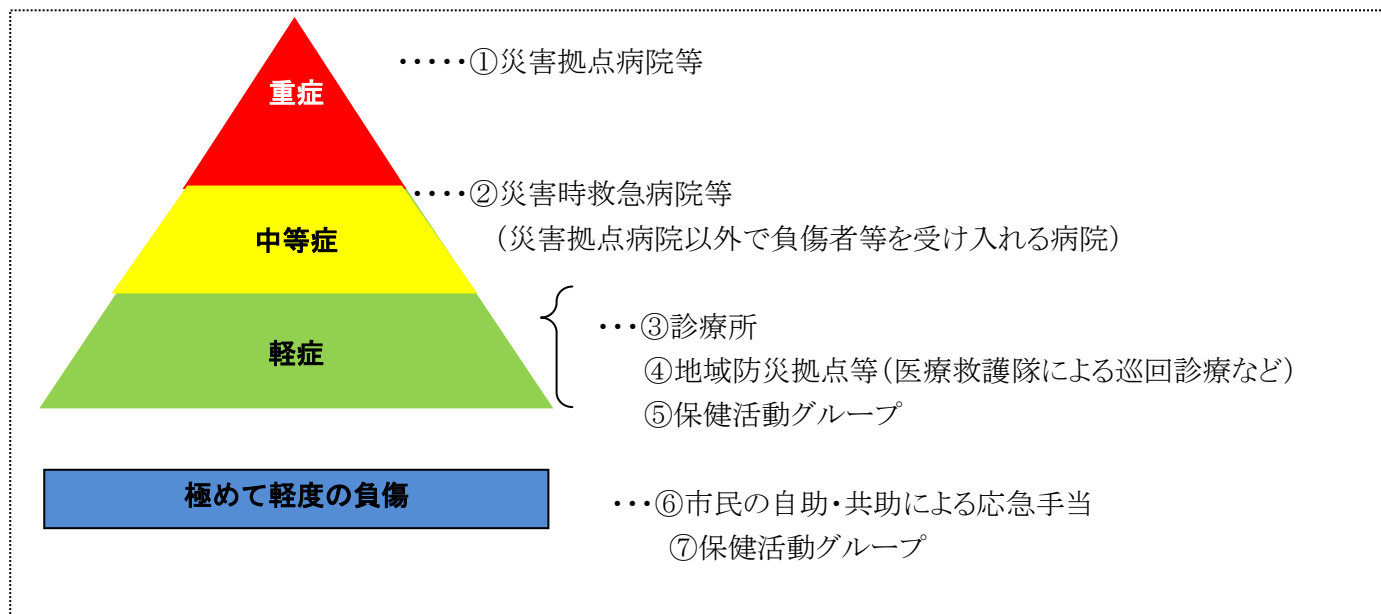
- (1) 中福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区本部医療調整班と市本部医療調整チームは区本部庶務班及び市本部運営チーム統括班を介することなく指示、要望等を行うことができることとします。ただし、それらの事項については、速やかに区本部庶務班及び市本部運営チームに報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平常時から中区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「中区災害医療連絡会議」を設置し、情報共有を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合については医療活動にも従事します。



### 3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に、災害拠点病院が重症者に優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重症者以外の負傷者についてはその程度に応じて、災害拠点病院以外の病院（災害時救急病院等）、診療所、医療救護隊や市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

#### 【重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ】



### 4 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

#### (1) 医療救護隊の参集基準

震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、参集基準に満たない震度であっても、応急救護が必要と認める場合、区本部医療調整班は速やかに医療救護隊の編成を要請します。

#### (2) 医療救護隊の構成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

医師	看護職(※1)	薬剤師	業務調整員(※2)
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは看護師及び准看護師を指します。

※2 業務調整員は、職員をもって充てます。

#### (3) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせ、地域防災拠点等の避難所で応急医療を提供します。

特に被害が甚大な地域や、負傷者が多数発生している場所には集中的に医療救護隊を派遣します。

(4) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

5 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

## 第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 災害医薬品備蓄薬局、医療救護隊参集拠点及び区役所、休日急患診療所に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局や医療救護隊参集拠点及び、区役所や休日急患診療所に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を携行します。また、薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に調剤可能及び医薬品販売可能な薬局についても情報集約を行う。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

4 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整班チームに対し、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出動を要請します。

項目	編成基準		活動
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	1 情報収集班（歯科医師2人）		1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。
	2 巡回歯科診療班		
	歯科医師	歯科衛生士	2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施します。
	1～2人	1～3人	
必要に応じて歯科技工士等を加えます。			

### 第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

### 第4節 生活衛生

区本部長(衛生班)は、健康福祉局長(健康安全班)及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地及び避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

#### 1 生活衛生広報

被災地及び避難所等において生活衛生に関する事項について広報を行います。

#### 2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地及び避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

#### 3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。

#### 4 動物の保護収容

(1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防を(社)横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により実施します。

(2) 区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

### 第5節 こころのケア対策

大地震による災害(以下「震災」という。)において、多数の区民が死傷したり、財産に損害を受けるなどの被害等を受け、心の動揺や生活の混乱をきたすことが考えられます。区役所は関係機関等とも相互に協力して、被災した市民等の生活の早期回復を促進するための措置を講じ、もって早期安定と社会秩序の維持を図ります。

#### 1 情報の提供

災害後の被災者は、様々なこころとからだの変化を体験し、不安な気持ちが増大することから、この不安な気持ちを柔らげ、適切な時期に適切な情報を提供することが重要です。

#### 2 被災者への支援等

##### (1) 早期介入の重要性

大地震は突然起こり、予想もしないものであり、支援の時期が遅れると、被災した住民は不安、混乱の中に取り残されることから、早急な対応が必要とされます。

##### (2) 「こころのケア」の実施

区本部長は、震災にともなう被災者等の心身の健康不安解消のため、区役所等における相談窓口の開設を指示します。また、職員のこころのケアにも留意する必要があります。

#### 3 平常時からの準備

区役所は、事前に「こころのケア」の対応を想定しておくとともに、平常時から、区職員に対して「こころのケア」についての教育研修を図り、区民に対しては「こころのケア」についての普及啓発を行います。

## 第6章 被災者等の避難者対策

### 第1節 避難計画

#### 1 避難の勧告及び指示

##### (1) 基準

避難の勧告及び避難指示（以下「避難勧告等」という。）は、地震発生後の災害の拡大により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に市長又は区長が実施します。

##### (2) 避難勧告等の実施者及び実施方法等

住民への避難勧告等は、避難勧告等判断・伝達マニュアルに基づき区本部を構成す職員（区本部職員、中土木事務所地区隊、中消防地区本部、その他各地区隊など）が連携し、避難勧告等の公示、緊急速報メールの配信や広報車、職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。

##### (3) 避難勧告等の報告

###### ア 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、市本部に対し、避難勧告の実施日時や対象域、対象世帯数等を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告します。（解除のときも同様に報告します。）

###### イ 関係機関等への連絡

避難勧告等を実施したとき、区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

##### (4) 避難勧告等の解除

区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

#### 2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

### 第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、または破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により受け入れを行います。

#### 1 被災者の避難・受入れ

##### (1) 避難場所

###### ア 地域防災拠点

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が物資や情報を入手します。

###### イ 補充的避難場所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難場所を開設します。

###### ウ 特別避難場所

介護等が必要な要援護者等については、区本部が特別避難場所を開設し、区本部長が必要と認めた要援護者等について受け入れを行います。

(2) 避難・受入れ割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1箇所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者、地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（概ね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断、決定します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や運営委員会だけでは避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い、避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童・生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や運営委員会委員との連携を図り、児童・生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で運営に携わります。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。

ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

#### 4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が協力します。

区本部長は、飲料水、食料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難者、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに関係各局長との総合的な連絡調整を行います。

##### (1) 運営委員会

運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区 分	主 な 役 割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、区民生活の自立支援など
学校等	児童・生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など

##### (2) 避難生活の維持、管理

運営委員会は、安全かつ秩序ある避難場所運営の維持に努めます。

運営委員会の主な活動は次のとおりとします。

- ア 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 負傷者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供
- ケ 防犯パトロールの実施
- コ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- サ その他必要事項

また、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりです。

女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目							
女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等）</li> <li>・ 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化</li> <li>・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫）</li> <li>・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保</li> <li>・ 女性用物資の女性による配布</li> <li>・ 妊婦に対しての配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）</li> </ul>						
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授乳スペースの確保</li> <li>・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等）</li> <li>・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保</li> <li>・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化</li> </ul>						
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症等への配慮</li> <li>・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応</li> <li>・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等）</li> <li>・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保</li> </ul>						
障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の特性に配慮したスペースの確保</li> <li>・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等）</li> <li>・ 福祉用具などのニーズの把握</li> <li>・ 知的障害や発達障害など、個々に応じた行動障害への配慮（周囲の理解、環境の配慮等）</li> </ul> <p>障害の特性に応じた配慮</p> <table border="1"> <tr> <td>聴覚・言語障害→情報の確保</td> <td>視覚障害→行動の支援補助</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者→歩行や生活の支援補助</td> <td>内部障害者→薬の投与や通院治療補助</td> </tr> <tr> <td>知的障害者→環境の配慮</td> <td>精神障害者→治療と服用の補助</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、重複障害の方を含め、個別のニーズに合わせた配慮</li> </ul>	聴覚・言語障害→情報の確保	視覚障害→行動の支援補助	肢体不自由者→歩行や生活の支援補助	内部障害者→薬の投与や通院治療補助	知的障害者→環境の配慮	精神障害者→治療と服用の補助
聴覚・言語障害→情報の確保	視覚障害→行動の支援補助						
肢体不自由者→歩行や生活の支援補助	内部障害者→薬の投与や通院治療補助						
知的障害者→環境の配慮	精神障害者→治療と服用の補助						
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等）</li> <li>・ 通訳ボランティアの確保</li> <li>・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮</li> </ul>						
感染症患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保</li> </ul>						

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

## 5 補足的避難場所の開設及び運営

### (1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難場所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合、又は避難場所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を補足的な避難場所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

### (2) 対象施設

避難場所未指定の中学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）

### (3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり及び備蓄品等を整備確保します。

## 第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

### 1 市民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

### 2 緊急援護活動の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点又は住宅では、必要なケアができないと判断される者については、特別避難場所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行います。

### 3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班（福祉施設担当）等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会及び地域のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している在宅要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、在宅要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、在宅要援護者の安否についての情報を収集します。



#### 4 緊急援護の実施

##### (1) 地域防災拠点での援護

- ア 障害に応じた情報の提供
- イ 要援護者の状況把握等
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 在宅要援護者用スペース等の確保
- オ 特別避難場所での受入れが必要な要援護者の把握
- カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護

##### (2) 在宅要援護者等への援護

###### ア 在宅要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

###### イ 在宅要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

##### (3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、中区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

### 第4節 特別避難場所の開設及び運営

#### 1 特別避難場所の開設及び運営

特別避難場所の施設管理者は、発災後速やかに、特別避難場所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

##### (1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における特別避難場所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、特別避難場所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班は区本部庶務班を通じ、専門的福祉ボランティア等に協力を要請します。

##### (2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を特別避難場所として開設し、要援護者を受け入れます。

特別避難場所の開設は、施設職員及び区本部避難班、援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

## 2 受入れの決定

特別避難場所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での処遇のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を入所させることを原則とします。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、重度の要援護者を対象とし、本人の受入れを原則とします。
- (3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、家族を含めた受入れを原則とします。
- (4) 中区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入れ施設の調整を市本部被災者支援チームに要請します。

## 3 要援護者等の特別避難場所

### (1) 高齢者

地区センター(区本部支援施設となった施設を除く。)、地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設

### (2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち、区本部長が指定する施設  
(P19 中区特別避難所一覧参照)

## 第7章 警備と交通対策

### 第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

#### 1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警備本部を設置し、事案の規模及び態様にに応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

#### 2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 避難誘導等
- (2) 交通規制
- (3) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (4) 無人化した商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

### 第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

また、交通規制状況を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両及び現場警察官による広報を積極的に実施します。

## 第8章 緊急輸送対策

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路等の道路啓開を最優先に行います。

### 第1節 輸送路の確保

#### 1 道路の通行機能の確保

##### (1) 緊急巡回・点検

横浜建設業協会（中区会）防災作業隊（以下「作業隊」という。）は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、中土木事務所地区隊に被害状況を報告します。中土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

##### (2) 道路被災状況の把握・伝達

中土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路部及び区本部に報告します。

##### (3) 道路啓開の実施

中土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

#### 2 緊急交通路指定想定路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が「横浜・横須賀道路」及び「首都高速道路」を指定しています。

### 第2節 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部物資チームに調達を要請します。

## 第9章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

### 第1節 行方不明者の捜索

#### 1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

#### 2 行方不明者の把握

区本部長は捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、地域防災拠点等において死亡者名簿と避難者名簿の照合を行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

#### 3 後方支援活動

(1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行います。

(2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力要請をします。

## 第2節 遺体の取扱い

### 1 関係機関との連携

#### (1) 神奈川県警察

検視を担当する県警とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

#### (2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

### 2 遺体安置所

#### (1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一部保管するだけでなく、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能も有しています。

#### (2) 施設の指定

区本部長は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所を開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

なお、必要に応じて他の施設を確保します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等	中スポーツセンター

#### (3) 遺体安置所の開設・運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、応援派遣等の支援を行います。

ウ 平常時から各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

#### (4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

遺体情報は、市本部でも一元的に管理し、早期の身元判明につながるよう、市外からの問合せの対応や市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

### 3 遺体の発見・引渡し等

#### (1) 遺体の発見と通報

区職員は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署または直近の警察官に通報します。

#### (2) 遺体の搬送

遺体は警察等関係機関と協力し区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

#### (3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとります。

#### (4) 身元確認と遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 身元不明遺体については、区本部長は遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上については、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、協定に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

## 第10章 食料・水・生活必需品等の供給

### 第1節 応急給水

水道施設が被災したときは、配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、逐次速やかに復旧工事を行い各戸給水まで回復させます。

### 第2節 食料の供給

震災により住宅等に被害を受け、食料と自炊手段を失った被災者に対して、速やかに食料の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後から概ね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握や区本部及び避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部は要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者として。

3 食料の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先順位

市民の備蓄食料等の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給

区本部は、地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部に対し物資等の供給を要請します。

#### (4) 物資配付の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとします。

ア 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども

イ 地域防災拠点等避難者（自宅起居できなくなった被災者で地域防災拠点または任意避難場所の被災者）

ウ 地域防災拠点等外被災者（自宅や集会所等で起居し、食事や生活必需品を確保できない被災者）

エ その他（帰宅困難者等）

#### 4 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する食料等が不足する場合は、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）等から市が締結した協定に基づき店頭在庫を調達します。

### 第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施します。

また、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

## 第11章 災害廃棄物の処理

### 第1節 基本的な考え方

#### 1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

##### (1) し尿

災害によって設置した仮設トイレや避難所の汲み取りし尿

##### (2) 家庭・避難所ごみ

災害により家庭や避難所から排出される「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」「粗大ごみ」

##### (3) 事業系ごみ

災害によって事業所から排出されるごみ

##### (4) 解体廃棄物（がれき類等）

災害によって損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等

##### (5) 環境汚染が懸念される有害廃棄物

#### 2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等における「し尿」処理は、最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、早急に「トイレ対策」を実施します。解体廃棄物、有害廃棄物の処理については、復旧・復興期に対応します。

### 第2節 トイレ対策

#### 1 地域防災拠点における対応

災害時のトイレの設置、あるいは学校の既存トイレの使用にあたっては、できるだけ男性用と女性用を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

- (1) 学校の既存トイレの使用
 

学校の使用可能な既存のトイレを利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プール、水再生センター処理水を水洗用水として活用します。

破損された排水設備については、協定業者の協力を得て補修し、利用します。
  - (2) 備蓄仮設トイレの設置
 

災害時に下水配管が損傷した場合は、既設トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレ（くみ取り式、または下水直結式）を利用します。また備蓄仮設トイレが設置されるまでの間と、トイレが不足する場合は、トイレパックを利用します。

ア 備蓄トイレパックは既存トイレにセットし利用します。また和式トイレの利用が難しい人のために、既設和式トイレに備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。

イ 備蓄仮設トイレは運営委員会が組み立て、設置します。
- 2 仮設トイレの管理
- (1) 仮設トイレの清掃管理は運営委員会が行います。
  - (2) 運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。
- 3 し尿くみ取り対策
- くみ取り作業は、災害発生後2日目から開始し、この間、通常のくみ取り作業は2週間停止して地域防災拠点における収集を行います。

### 第3節 ごみ対策

災害時において、家庭系ごみの収集は原則として72時間以降に開始することとします。収集にあたっては、避難者の衛生環境を良好に保つため、地域防災拠点等を最優先で実施します。

なお、ごみの分別については、平常時と同様とします。

## 第12章 学校活動と保育

### 第1節 発災時の対応

#### 1 児童・生徒の安全確保

- (1) 在校時の対応
 

ア 校長は、地震発生後、直ちに、児童・生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育委員会事務局長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 校長は、児童・生徒の預かり、引き渡しについては、原則以下のとおりとします。

  - (ア) 横浜市立小学校・中学校・特別支援学校
 

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。
  - (イ) 横浜市立高等学校
 

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。
- (2) 在宅時の対応
 

校長は、動員により参集した教職員に、児童・生徒の安否及び被災状況を確認させるとともに、人員不足が想定される地域防災拠点の運営等に從事させます。

#### 2 児童・生徒の避難行動

- (1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等の避難行動「児童・生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。

## (2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。

また、避難場所に、保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

## 3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

## 第2節 学校教育の再開

学校の教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などと必要な事項について協議を行います。

## 第3節 保育の早期再開

区本部長は、市立保育園長に対し、発災後の保育の早期再開のため、保育士など職員の適切な配置に努めます。

# 第13章 公共施設等の応急対応

## 第1節 公共施設における応急対応

### 1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

### 2 応急措置

#### (1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに火災防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

#### (2) 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部（施設管理部局）及び区本部の2箇所に報告します。

#### (3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告します。

## 第2節 土木施設の応急対応

中土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。